

佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十五日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第二百二十七号	佐賀県重要文化財 （彫刻）	木造 男神像 女神像	二躯	佐賀市城内一丁目 一五番二三号 佐賀県立博物館	幸津天満 神社
重第二百二十八号	佐賀県重要文化財 （考古資料）	久里双水古墳主体部出土品 一、平縁盤龍鏡 一面 一、碧玉製管玉 二点 一、鉄製刀子 一口	四点	唐津市西城内一番 一号 唐津市教育委員会	唐津市
重第二百二十九号	佐賀県重要文化財 （考古資料）	吉野ヶ里遺跡出土銅鐸	一口	佐賀市城内一丁目 一番五九号 佐賀県教育委員会	佐賀県